

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針
～当面5年間（R6～R10）の考え方～

芦別市

本市の森林面積は75,688ヘクタールで、総面積の87%を占めており、そのうち芦別市有林は672ヘクタール（分収林81ヘクタールを含む）、芦別市有林と道有林を除く一般民有林（私有林等）は3,611ヘクタールあります。本市では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や市単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため本市では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に取り進めてまいります。

1 森林整備の推進

本市の私有林等では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林は約8割（全国：3割）を占めており、計画的な森林の整備が進められています。しかし、一部の整備が行き届かない森林があることから、所有者に対して、市や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけるとともに、森林環境譲与税を活用した基幹路網の開設と併せて、森林の整備を一層推進し、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備の推進を図ってまいります。

2 人材育成・担い手確保

市内で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業体登録制度に登録している事業者は11社ありますが、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあります。このため、地域の関係者と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組に努めてまいります。

3 木材利用の促進

市内のカラマツなどの人工林資源は利用期を迎えている中、伐採木の多くは近隣又は道外の製材工場等に出荷されています。このため、市内産人工林材の付加価値向上を図るため、市内公共施設や民間施設の木造化・木質化の取り組みを進めるとともに、林地未利用材の効率的な集荷を進め、木質バイオマス利用の普及・拡大に努めてまいります。

4 普及啓発

土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性、建築物等の木造化などについて、市内の住民等に対して、理解の促進を図るため、市有林等を活用した森林環境教育や植樹・枝打ち体験活動のほか、市内小学校や一般市民を対象とした木育活動の推進に努めてまいります。

5 市町村の体制

当市の市有林を含む一般民有林の適切な森林管理・運営を実施するため、当市の林業における専門職員の確保に努めてまいります。